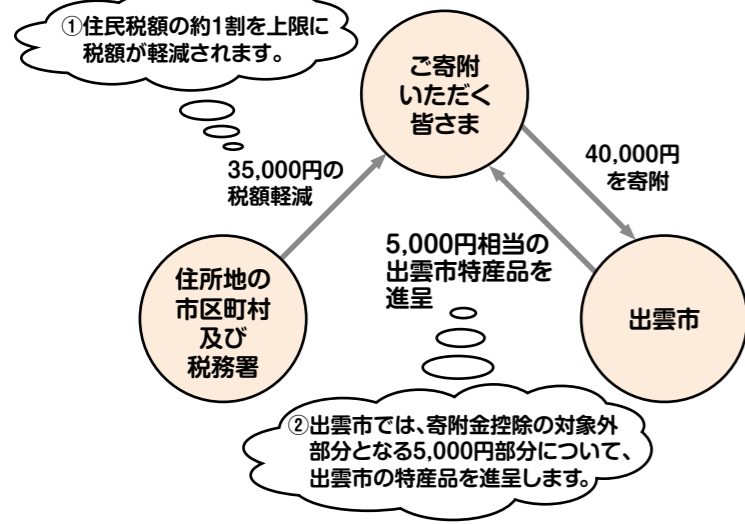


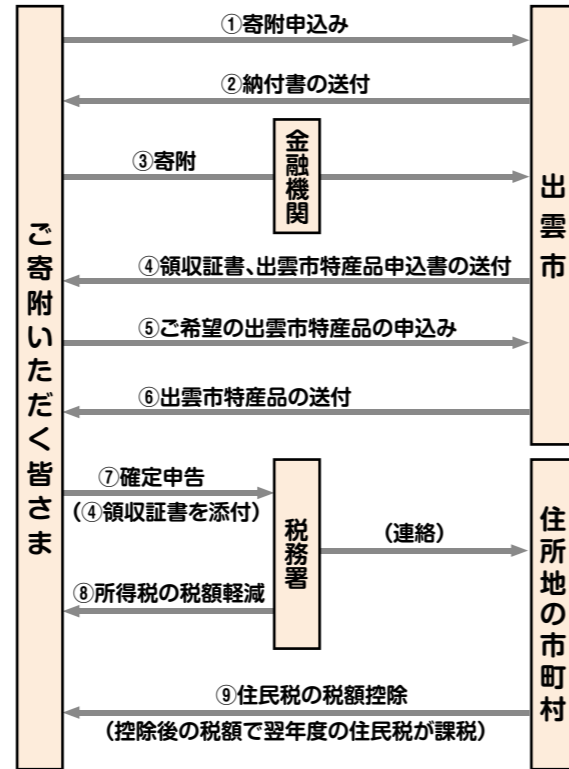
■出雲市にご寄附をいただいた場合(イメージ図)

- ①寄附金のうち、5,000円を超える部分について、住民税額の約1割を上限に、所得税と住民税額が軽減されます。
- ②出雲市では、寄附金控除の対象外となる部分について、ご寄附いただいた皆さまに還元するべく、5,000円を超える寄附をされた皆さま全員に、出雲市の特産品を進呈します。(5,000円相当)

(例)住民税が35万円の方が、出雲市に4万円を寄附された場合



出雲市への寄附手続きの流れ



出雲市への寄附の手続き

■寄附金の申し込み方法

出雲市への寄附金(「日本の心のふるさと出雲」応援寄附金)は、以下の方法により申し込みできます。

1. インターネットで申し込みの場合
市ホームページ内の「しまね電子申請サービス」により申し込みができます。
(<http://www.city.izumo.shimane.jp>)
2. 郵送、FAX、Eメールによる申し込みの場合
寄附申込書に必要事項を記入のうえ、下記、申し込み先まで送付してください。

■寄附金の振り込み方法

1. 納付書による納付
寄附の申し込みをいただきましたら、専用の納付書を郵送いたします。納付書に記載された金融機関の窓口で納付してください。
(一部の金融機関に限られますが、振り込み手数料は必要ありません)
2. 口座振込による納付
寄附の申し込みをいただきましたら、後日、口座番号など振込先を連絡いたします。最寄りの金融機関の窓口やATM、ネットバンキングを利用してお振り込みください。
(振込手数料については、ご負担いただくようになります)

●寄附金(ふるさと納税)についての申し込み・おたずね
出雲市役所 政策課 寄附金担当 TEL(0853)21-6614 FAX(0853)21-6509
Eメール seisaku@city.izumo.shimane.jp
ホームページ <http://www.city.izumo.shimane.jp>

「日本の心のふるさと出雲」への応援をしていただける方をご紹介ください

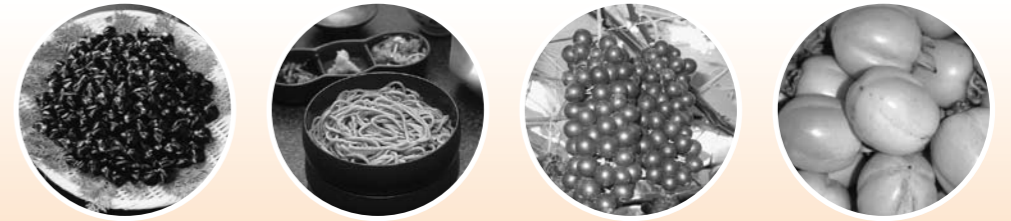
地方税法の改正により、出身地などの自治体に寄附できる「ふるさと納税制度」が平成20年度から始まりました。

市では、「日本の心のふるさと出雲」応援寄附条例を制定し、出雲に心を寄せる方々から広くご寄附を募っています。

ご家族、ご友人など、遠くふるさと出雲への想いを胸に、“出雲を離れて全国で頑張っている皆さん”、“出雲に心を寄せていらっしゃる皆さん”に、広く本制度をPRしていただきますとともに、ふるさと出雲を応援(ご寄附)していただける方をご紹介ください。

ご寄附をいただくと、所得税と住民税から寄附額が一定の限度まで控除されるほか、出雲市独自の取り組みとして、5,000円を超える寄附をされた皆さま全員に、出雲市の特産品を進呈します。(5,000円相当)

進呈する市特産品の一例



市では、寄附金を次のような事業に活用し、「ふるさと出雲」のさらなる発展を図ります。

＝活用事業＝

- ふるさと出雲の歴史文化資源の保存・活用、出雲の魅力の全国発信など観光振興に資する事業
- ふるさと出雲の高齢者の「人生100年・生涯健康」に資する事業
- ふるさと出雲の産業・福祉・教育・環境などの充実・発展に資する事業

【ふるさと納税制度とは】

平成20年度地方税法改正により、新たに創設された制度で、出身地などの自治体に寄附を行った場合に、寄附金のうち5千円を超える部分について、住所地の自治体に納める住民税額の約1割を上限として、所得税と住民税を合わせて税額控除する制度です。